（様式16）【省令様式第６号の２（省令第９条の２関係）】

運搬容器等の写真

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 |  |
| 　　　注意事項　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。・ＰＣＢ廃棄物の収集運搬を行う場合には、「ＰＣＢ」の文字及び収集運搬に係るＰＣＢ廃棄物の種類の表示が読み取れる写真とすること。 |
|  | 撮影 | 　　　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 |  |
| 　　　注意事項　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。　　　　・ＰＣＢ廃棄物の収集運搬を行う場合には、「ＰＣＢ」の文字及び収集運搬に係るＰＣＢ廃棄物の種類の表示が読み取れる写真とすること。 |
|  | 撮影 | 　　　　年　　月　　日 |